

## 個人所得課税を巡る諸課題（主要論点メモ）

主な論点	メ モ
所得の種類と税負担のあり方	<p>経済社会の構造変化が進展し、一方において税率構造の累進緩和などの制度改正が行われてきた中、所得区分にかかる現行の制度によって税負担のバランスが損なわれている面があるのではないか。制度の簡素化の観点も踏まえ、所得区分のあり方を見直していくべきではないか。</p>
(1) 給与所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年において雇用形態の多様化が進展し、また、給与所得者において自らの市場価値を高めるべく様々な自己啓発努力が行われている中、雇用関係の有無だけをもって給与所得者と個人事業者を比較し、その置かれた立場の強弱を一律に論ずることは難しくなりつつあるのではないか。 給与所得も事業所得も、勤労を通じた経常的所得であるとの点では差異はなく、給与所得者であることを理由として所得の計算にあたって特別の斟酌を行うというよりもむしろ、<u>給与所得者についても経費が適切に反映されるような柔軟な仕組みを構築していくことが望ましいのではないか。</u></li> <li>○ こうした考え方によれば、給与所得控除について、被用者特有の事情を画一的にとらえ一律の控除を行うという現行の仕組みを見直し、より勤務の実態に即したものに変えていくとともに、様々な自己啓発努力に報いる観点から、特定支出控除の対象範囲について見直すべきではないか。</li> <li>○ 高額の給与所得者については、限界的な費用は限定的と考えられること、負担調整の必要性が減少することを踏まえれば、給与所得控除に限度額を設定することも検討すべきではないか。</li> <li>○ 高額の給与所得者の場合、寄付や交際費といった出費が嵩むことに配慮が必要ではないか。</li> </ul>

主な論点	メモ
(2) 退職所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ フリンジベネフィットに対しては、社会通念の変化を踏まえた的確な課税が必要ではないか。</li> <li>○ 近年においては、短期間の勤務について給与水準を抑制する一方で退職金を厚く支給したり、退職金を支給しない代わりに在勤中の給与を引き上げる、といったように退職金の支給実態が多様化している。また、中途退職や転職の増加など、雇用慣行、雇用環境自体にも変化が見られるが、こうした事態に対応し、例えば、転職者が不利とならないよう退職金原資の引継ぎを認める企業年金制度の改正も行われている。</li> <li>○ こうした状況の中、       <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 退職所得控除については、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・その適用により、モデル退職金で見た場合、勤続 15 年までの者に係る退職金については課税されない結果となること</li> <li>・20 年という勤続年数を境として 1 年あたりの控除額が急増する仕組みとなっていること</li> </ul> </li> <li>ロ) 短期間勤務に対しても 2 分の 1 課税が適用されること</li> </ul> <p>について、<u>負担の公平性、雇用や給与支給のあり方に与える歪み</u>といった観点を踏まえ、多様な就労選択に対し中立的な制度となるよう課税のあり方を見直すべきではないか。</p> <li>○ 制度の見直しにあたっては、       <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税の累進緩和が進んでいるとはいえ、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中するとの本所得の性格</li> <li>・個々のサラリーマンの人生設計上の「期待権」にも関わる問題であることには留意が必要ではないか。</li> </ul> </li> </li></ul>

主な論点	メモ
(3) 事業所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報技術の進展など事業所得者を取り巻く状況が大きく変化する中、事業所得について、<u>売上げ、必要経費の正確な記帳に基づいて行う申告納税の趣旨の重要性を再認識する必要</u>があるのではないか。仮に正確な記帳が存在しない場合の取扱いについてどのように考えるか。</li> <li>○ また、事業所得をはじめとし、組合形態を用いるなど多様な事業形態によって所得を稼得する場合が見られるようになってきているが、こうしたものに対しても適切に課税を行っていくべきではないか。</li> </ul>
(4) 金融所得 ～ 利子・配当・株式譲渡益等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も「貯蓄から投資へ」の構造改革を加速すべく、昨年の金融小委員会での論議に沿って、金融所得の間での課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を柱とする金融所得課税の一元化を進めていく必要があるのではないか。</li> </ul>
(5) 譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 譲渡所得は経常的な所得とは異なり、その実現のタイミングを選択することが可能であることから損益通算による租税回避に用いられ易い。また長期譲渡所得に関しては、譲渡益は2分の1課税となる一方、譲渡損はその全額を総合課税とされる他の所得から差し引くことができる点で不均衡な制度となっている。<u>土地、株式にかかる譲渡所得については既に分離課税</u>とされているが、その他の資産の譲渡益についてどのように考えるか。</li> <li>○ 所得税の原則は総合累進課税ではあるが、金融所得課税一元化の流れも踏まえれば、資産性の所得を総合課税の対象としていくことは次第に説明が難しくなりつつあるのではないか。</li> </ul>

主な論点	メモ
(6) 不動産所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本所得区分は、資産所得合算課税制度の対象となる所得を明確化する観点から設けられたとの経緯があるが、資産所得合算課税制度が既に廃止されている中、事業所得、雑所得と区分して<u>独立の所得分類として存置する必要性は乏しく、廃止すべきではないか。</u></li> </ul>
(7) 一時所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時所得は、個々の納税者にとって主たる所得となるいわば経常的な所得以外の所得という意味では雑所得と同様であり、担税力の点においても、対価性の有無をもって<u>雑所得と区分し独立した所得分類としておく必要はないのではないか。</u></li> </ul>
(8) 雜所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雜所得の中には、公的年金等に係るもの、先物や私的年金等、資産運用に関連するものも含まれている状況。</li> <li>○ <u>公的年金等</u>については、公的年金等控除の適用があり、他の雑所得とは所得計算方式が全く異なること、年金受給者が増加し、年金に係る所得が増大していることを考慮すれば、<u>雑所得とは区別し、新たな所得区分を設けるべきではないか。</u>            なお、世代内・世代間の負担の公平を図る観点から、給与所得控除の見直しも踏まえ、公的年金等控除のあり方については根本的な見直しが必要ではないか。</li> <li>○ <u>資産運用関連の雑所得</u>について見れば、生命保険契約等に基づく年金は総合課税、先物取引にかかる所得や割引債の償還差益などは分離課税とされるなどその課税方式が区々となっているものの、これらについては金融所得として<u>分離課税に一本化する方向で検討を行うべきではないか。</u></li> </ul>

主な論点	メモ
納税環境の整備	<p>個人所得課税は「所得」を対象として課税する税である以上、その執行にあたっては必然的に一定の困難を伴うがゆえに、適正な執行に対して国民が寄せる期待は大きい。課税当局においても、申告者の絶対数の増加、グローバル化の進展に伴う課税事案の複雑・困難化、定員増加の困難化といった状況の中で、IT化、アウトソーシング化の徹底による内務事務の見直しや調査事務の一層の効率化などの努力が継続されている。</p> <p>こうした中、公平に負担を分かち合う「あるべき個人所得課税」の構築にあたっては、個人所得課税の納税を支える諸制度を、適正な執行にいかに役立つものとするかという視点がますます重要となるのではないか。</p>
(1) 納税者番号制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年におけるIT化の著しい進展、また、所得把握の正確性を求める声の高まりの中で、納税者番号制度導入についても従来以上に積極的な議論を行う必要があるのではないか。</li> <li>○ 国民の利便性といった観点からは、<u>税務行政にのみ活用される番号制度</u>というよりもむしろ、税務も含め、広く行政全般に利用される番号制度として考えるべきではないか。</li> <li>○ 番号が税務行政に活用される以上、<u>法律上の根拠</u>を持ち、全国一連の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーし、番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていることは最低限必要ではないか。</li> <li>○ 税務当局が、<u>個々の個人事業者の事業所得</u>を正確に把握するためには、個々の事業者の収入（売上げ）や必要経費（仕入れ及び間接経費）の額を把握する必要がある。その際、納税者番号付きで収集する資料の範囲についてどのように考えるか。なお、所得の間接的な把握に役立てるためには、金融資産に係る情報について税務当局が把握できる制度とすることが考えられるのではないか。</li> </ul>

主な論点	メモ
(2)記録及び記帳に基づく申告制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、ある納税者の売上げの額が把握できたとしても、その売上げが取引相手方にとって仕入れであるのか家事関連経費であるのかまではチェックできないことについてどのように考えるか。</li> <li>○ 紳税者番号制度には様々な効用が見込まれる一方、官民双方にコストが発生することから、コスト・ベネフィットの観点からの議論も必要ではないか。</li> <li>○ 現行税制においては、零細事業者の事務負担に配慮し、事業所得等に係る所得が300万円以下の者には記帳義務は課せられていない。記録及び帳簿その他の客観的な資料に基づく申告は、納税者の当然の責務として申告納税制度に内在するものであり、申告納税制度の定着、記帳水準の向上、情報技術の進展といった状況を踏まえれば、<u>記帳義務について、何らかの見直しを行うべきではないか。</u></li> </ul>
(3)立証責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訴訟における立証責任は、基本的には個々の実体法規の解釈として定められるものであり、わが国の税務訴訟における立証責任は一般的に課税庁が負うものとされている。しかし、近年の税務訴訟においては、納税者に立証させるべき場面においては、納税者に一定の立証を求める裁判例が判例として定着しつつある。</li> <li>○ 個人所得課税の抜本的見直しにあたっても、こうした観点に立ち、経済社会の構造変化を踏まえ、<u>納税者が自ら説明責任を果たすことが相応しいと思われる項目について、個別に制度的枠組みを整えていくべきではないか。</u></li> </ul>
(4)源泉徴収・年末調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>給与の源泉徴収は、適正な課税を担保し、納付の便宜、平準化などに資するために今後とも必要ではないか。</u></li> </ul>

主な論点	メモ
(5) 公示制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>一方、給与所得者が自ら確定申告を行うことは、社会共通の費用を分かち合うとの意識を向上する観点からは重要ではないか。</u>こうした観点からは、税務執行面にも配慮しつつ、           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 給与所得控除の見直しとあわせた、特定支出控除の範囲の見直し</li> <li>ロ) 年末調整のあり方の見直し</li> </ul>           について検討を行っていく必要があるのではないか。</li> <li>○ 公示制度は、第三者の監視による牽制的效果の発揮という所期の目的外での利用や、犯罪や嫌がらせの誘発の原因となっていることについて種々の指摘がなされている。また、本年4月に個人情報保護法が施行されたことを受け、今後、国の行政機関が保有する個人情報については、その適正な取扱い確保に向けた要請が高まるものと想定される。</li> <li>○ こうした状況を考えれば、<u>個人のプライバシーへの配慮の観点からは問題が多い同制度について廃止することが望ましい。</u></li> <li>○ 公示される情報はデータとしても価値があり、廃止した場合でも何らかの統計は公表すべきではないか。</li> <li>○ 公示される人数が数万人に上ることについては疑問があるが、上位100人といったレベルでの公示であれば問題は少ないのでないのではないか。</li> </ul>
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ タックス・コンプライアンス確保の観点から、脱税に係る罰則の強化について検討すべきではないか。</li> </ul>